

ばれいしょ関係対策の概要

需要に応じたばれいしょ生産に向け、種ばれいしょの新産地形成と安定供給、ばれいしょ産地と実需との連携強化、病害虫抵抗性品種の普及拡大等を支援します。（裏面も参照）

1. 種ばれいしょの新産地形成支援事業

種ばれいしょの新産地の形成を促進するため、種ばれいしょの生産技術の習得及び生産開始のための取組や農業機械等の導入を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム等
支援内容等	①種ばれいしょ新産地を形成するための検討会の開催及び技術研修等の種ばれいしょ生産技術の習得等に必要な経費（補助率：定額） ②種ばれいしょ生産を開始するために必要な経費（支援単価:20,000円/10a） ③農業機械等の導入に必要な経費（補助率：1/2）
成果目標	・植物防疫法による指定種苗等として合格した種ばれいしょを供給すること
主な要件	・①の取組を行う場合、種ばれいしょの生産開始を含む5年間の種ばれいしょ生産計画を策定すること ・①の取組を行う場合、事業実施年度又は生産開始年を含む5年間、種ばれいしょの作付面積を維持すること ・②、③の取組を行う場合、①の取組を実施すること

2. 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業

ICT活用等による種ばれいしょ生産の省力化に繋がる新たな技術の実証等の取組を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム等
支援内容等	種ばれいしょ生産の省力化技術の実証等に必要な経費（補助率：定額）
成果目標	①当該技術が導入されていない地域1カ所以上に導入 ②10a当たりの労働時間を3%以上削減

3. 種ばれいしょの安定供給対策事業

種ばれいしょの早期増産、り病率低減に向けて必要となる追加的経費等を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、種ばれいしょ生産を行う法人等
支援内容等	① 種ばれいしょの緊急増産（支援単価：20,000円/10a） ・種ばれいしょの増産に必要な経費（前年度からの作付面積増加分が対象） ② 種ばれいしょのり病率低減（支援単価：8,000円/10a） ・種ばれいしょの栽培管理等に必要な経費（実施年度の作付面積が対象。ただし、前年度からの増加分は①で支援）
成果目標	(①の取組) ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して5%以上増加 ・種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加 (②の取組) ・種ばれいしょの規格内率を直近7中5年間の平均より1ポイント以上増加 ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して5%以上増加 ・種ばれいしょの販売数量又は販売金額を3%以上増加 ・事業実施地区における種ばれいしょ作付面積のうちシストセンチュウ抵抗性品種の作付割合を6ポイント以上増加

4. ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業

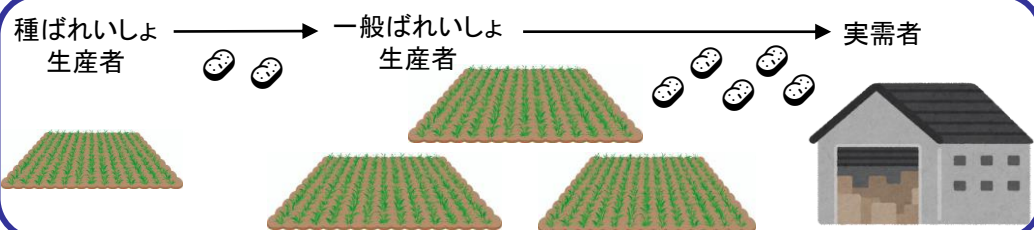
ジャガイモシストセンチュウ・ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の導入に係る経費を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、種ばれいしょ生産を行う法人等
成果目標	・ 事業実施年度の翌々年度までに、事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうち対象品種の作付割合を6ポイント以上増加、又は、ばれいしょ作付面積を直近4年間の平均より5%以上増加
支援単価等	・ 支援単価：3,000円/10a（定額） ・ 対象作物：ばれいしょ（種子用は除く） ・ 対象面積：事業実施年度のジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の作付面積のうち前年から増加した面積

5. ばれいしょ産地モデル育成推進事業

需要に応じた生産を実現するため、種ばれいしょ、一般ばれいしょの生産から実需への販売までの一貫通貫した産地モデルの育成に必要な経費を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム等
支援内容	① ばれいしょの生産・販売に関する協議体の運営、技術研修等に必要な経費（補助率：定額） ② 農業機械等の導入に必要な経費（補助率：1/2）
成果目標	以下から1つを選択 ・ 事業実施年度の翌々年度までに、ばれいしょの実需との取引（契約）割合を2%又は2ポイント以上増加 ・ 種ばれいしょ又はばれいしょ（種ばれいしょを含む）の作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比べて5%以上増加
主な要件	・ ①の取組を行う場合、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画を策定 ・ ②の取組を行う者は、①の取組で設置する協議体に参加すること ・ 当該産地で生産される一般ばれいしょの概ね5割以上を実需者に供給する計画とすること



6. 種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業

1又は5に取組む事業実施主体等に対し、種ばれいしょ産地形成又はばれいしょ産地モデル形成のための施設の整備等に必要な経費を支援します。

支援内容	・ 施設の整備等に必要な経費（補助率：1/2）
主な要件	・ 1又は5の取組と併せて実施する場合にあっては、1－①の検討会又は5－①の協議体に参加すること

取組要件等については、農林水産省農産局地域作物課のWebページ掲載の「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業交付等要綱」等にてご確認願います。 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/index.html>